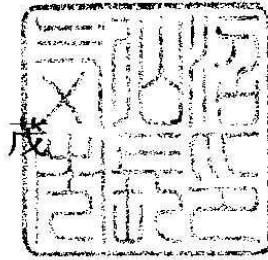


気仙沼市議会議員 今川 悟 様

気仙沼市長 菅原 茂



公文書非公開決定通知書

令和元年8月9日付けで請求のありました公文書の公開については、気仙沼市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

<p>公開請求に係る公文書の件名又は情報の内容</p>	<p>復興事業検証のための津波シミュレーションの結果 (カラー)</p>
<p>公文書を公開しないこととした理由</p>	<p>気仙沼市情報公開条例第6条第5号該当</p> <p>「防災集団移転促進事業」や「がけ地近接等危険住宅移転事業」などの復興事業を進めるに当たり、災害危険区域の指定が、国の補助要件となっていたことから、災害危険区域指定に係る検討資料とするため、当時の防潮堤計画を基に、当初の津波シミュレーション（以下「当初シミュレーション」という。）を実施しており、その結果を基本として、今次津波浸水区域も考慮し、平成24年（内湾は平成26年）に災害危険区域を指定した。</p> <p>本市の復興事業は、当初シミュレーション等に基づいて災害危険区域を指定し、これを前提に、国による事業採択・予算措置がなされており、令和2年度までの復興期間内の完成を目指し、現在復興事業が概ね完了しようとしているところである。</p> <p>公開請求に係る「復興事業検証のための津波シミュレーション（以下「本シミュレーション」という。）」は、復興事業を進めてきたなかで、防潮堤計画の見直しや沿岸部の道路及びBRTの交通インフラ計画、震災後の地盤隆起の影響など、当初シミュレーションの設定データとは異なる部分が生じており、復興事業に大きな齟齬が生じていないかを内部検証する目的で実施したものである。</p> <p>当初シミュレーション結果と本シミュレーション結果を比較検証し、概ね大きな変化は確認されなかったことから、災害危険区域は、現状のまま維持するところである。</p> <p>津波シミュレーションは、津波の挙動を物理計算で疑似的に再現したものであり、海岸線を含む地形の全てを10m角の四角柱（以下「メッシュ」という。）で置き換え、</p>

	<p>各メッシュは平均の高さに均すなど、設定内容には実形状と差異が生じる要素を含んでいる。使用した再現プログラムも一般的には津波再現精度として良好ではあるものの、本市のように複雑なリアス地形を有する地域では、場所によって再現精度が低くなる場合がある。(以下「シミュレーションの不確実性」という。)</p> <p>災害危険区域は、当初の津波シミュレーションを基本としながら、今次津波浸水区域等も考慮して指定されたものであるが、本件請求公文書たる本シミュレーションの結果が公開されることになれば、災害危険区域が本シミュレーションの結果そのままに見直しされるものと市民に誤解を招くと認められ、またシミュレーションの不確実性があるにもかかわらず、災害危険区域と本シミュレーション結果の変化をもって、その正否や適法性に関し誤解が生じ、復興事業の内容及び手法等の妥当性に対し誤解に基づいた意見主張がなされる可能性が高く、これにより公正な判断を行うことが困難となり、そのことをもって市民に無用な混乱を生じさせるおそれがあり、今後の復興事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認めたため。</p>
公開することができるようになる期日	令和 一 年 一 月 一 日
担 当 課	課等名 建設部建築・公営住宅課 係名 建築営繕係 電話 (0226) 22-6600 内線 585
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、気仙沼市を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

備考 「公開することができるようになる期日」欄は、期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。